

昭和三十三年法務省令第九号

保護具の製式

婦人補導院法（昭和三十三年法律第十七号）第十五条第三項の規定にもとづき、保護具の製式を次のように定める。

バンド及び遊び革は、表面薄水色の牛革製とし、腕に接する部分は、薄水色のフェルト張りとする。

尾錠及び遊び金は、薄水色に着色した鉄製とする。

形状及び寸法は、別図のとおり。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

（別図）

